

令和4年度第2回総合教育会議 次第

日時：令和5年1月26日(木)

午後4時～

場所：福社会館2階201号室

1 議 題

- (1) 部活動の地域移行について 資料1

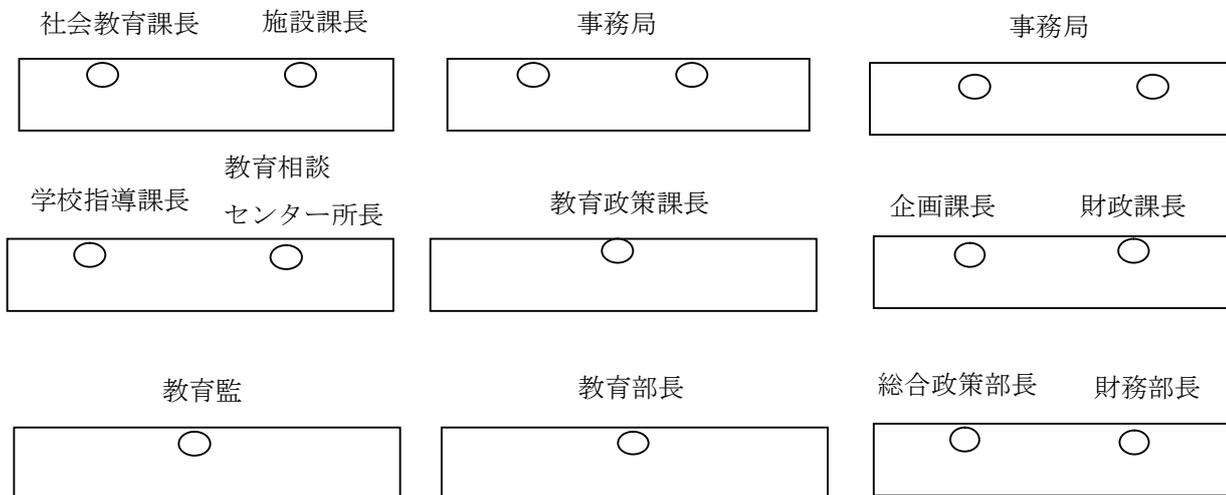
2 報 告

- (1) 教育行政に係る令和5年度重点事業について 資料2

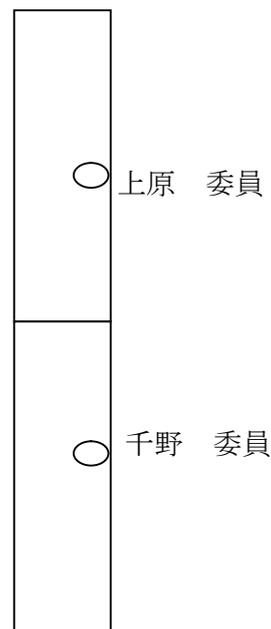
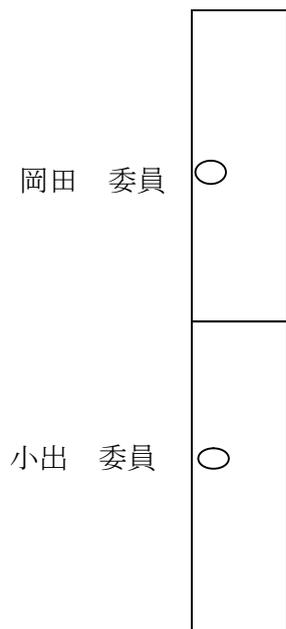
- (2) 小規模特認校の募集状況（体験入学・学校見学・申請受付等の状況）について 資料3

令和4年度第2回総合教育会議 配席図

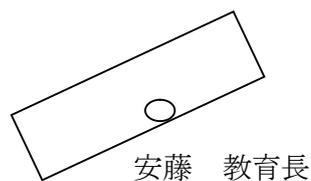
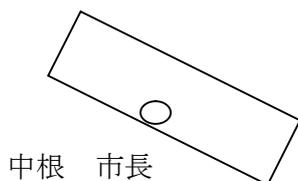
出入口



傍聴席

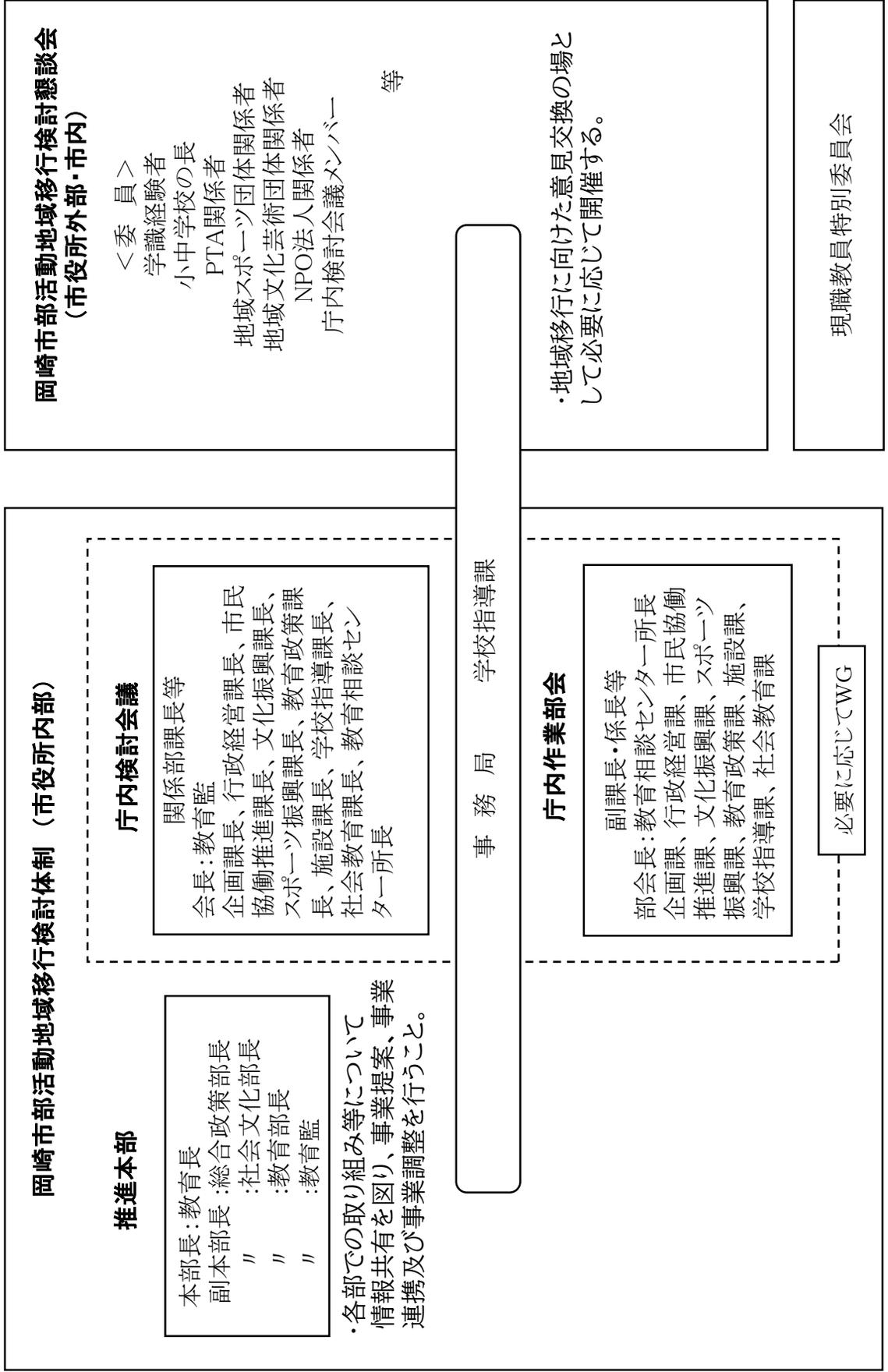


報道陣



岡崎市部活動地域移行の検討について

◆推進体制(案)



岡崎市部活動地域移行推進本部設置要綱（案）

（制定 令和〇年〇月〇日）

（設置）

第1条 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、段階的かつ計画的に推進及び検討を行うため、スポーツ庁・文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、岡崎市部活動地域移行推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（本部の所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 部活動地域移行の基本方針に関すること。
- (2) 部活動地域移行の推進に関すること。
- (3) 部活動地域移行の重要な政策及び新規の政策の立案に関すること。
- (4) 部活動地域移行の組織横断的な処理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの。

（本部の組織）

第3条 本部は、本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、総合政策部長、社会文化部長、教育部長及び教育監をもって充てる。

（本部長の職務）

第4条 本部長は、本部を総括する。

（本部員会議）

第5条 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。

- 2 本部員会議は、部活動地域移行に係る情報の共有を図り、事業の提案、連携及び調整を行うものとする。

（庁内検討会議の設置等）

第6条 部活動地域移行に関し、より具体的な検討を行うため、本部に部活動地域移行庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）を置く。

- 2 庁内検討会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 3 会長は教育監を、副会長は教育相談センター所長を、委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 4 庁内検討会議は、会長が招集し、及び主宰する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

6 会長は、必要があると認めるときは、庁内検討会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庁内作業部会の設置等)

第7条 庁内検討会議の議事に関する特定事項の調査又は検討をするために庁内検討会議に庁内作業部会（以下「庁内作業部会」という。）を置く。

2 庁内作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は教育相談センター所長を、部会員は別表第2に掲げる組織において事務に精通する副課長又は係長の職にある者をもって充てる。

4 庁内作業部会は、部会長が招集し、及び主宰する。

5 部会員が出席できないとき、当該部会員はその所属する職員を代理で出席させることができる。

6 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に必要な書類を提出させ、又は庁内作業部会に出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(懇談会)

第8条 教育委員会は、幅広く市民各層から意見を求めるために、懇談会を開催することができる。

2 懇談会は、別に定めるところにより開催する。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、教育委員会事務局学校指導課で処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表第1 (第6条第3項関係)
企画課長
行政経営課長
市民協働推進課長
文化振興課長
スポーツ振興課長
教育政策課長

施設課長
学校指導課長
社会教育課長
教育相談センター所長

別表第2（第7条第3項関係）
企画課
行政経営課
市民協働推進課
文化振興課
スポーツ振興課
教育政策課
施設課
学校指導課
社会教育課

岡崎市部活動地域移行検討懇談会開催要綱（案）

（制定 令和〇年〇月〇日）

（趣旨）

第1条 学校部活動の地域移行について、幅広く市民各層から意見を求めるため、岡崎市部活動地域移行推進本部設置要綱第8条の規定に基づき、岡崎市部活動地域移行検討懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

（構成）

第2条 懇談会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が依頼するものをもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小中学校の長
- (3) P T A関係者
- (4) 地域スポーツ団体関係者
- (5) 地域文化芸術団体関係者
- (6) N P O法人関係者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 懇談会の出席者は、20人以内とする。

（開催期間）

第3条 懇談会の開催期間は、この要綱の施行の日から令和〇年〇月〇日までとする。

（懇談会の庶務）

第4条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校指導課において処理する。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

教育行政に係る令和5年度重点事業について

教育行政に係る令和5年度の教育委員会事務局の重点事業については、以下のとおり予定しています。

なお、令和5年度当初予算に関することについては、現時点では編成途中であるため、変更となる場合があります。

少人数学級実施業務

令和5年度から小学校1年生において32人学級を実施していくにあたり、今年度市独自の任期付教員の採用試験を実施した。令和5年度当初予算においては、任期付教員の人件費や教室の改修等に必要な経費のほか、令和6年度の採用に向けてのリクルーティングや試験実施に係る費用等を計上する。(資料①)

小・中学校校舎改修業務

岡崎市小中学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化している校舎の大規模改修工事を実施し、安全で快適な教育環境を確保する。令和5年度は、岡崎小学校、大樹寺小学校、甲山中学校の大規模改修工事を行い、施設の長寿命化及び教育環境の向上を図る。また、美合小学校、矢作中学校においては、大規模改修実施設計を行う。(資料②)

体育行事活動等推進業務

学校部活動の地域移行について、スポーツ庁及び文化庁がから示されたガイドラインに従い、令和5年度から段階的に地域移行を行う。生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保し、環境を整備していくため、令和5年度当初予算においては、部活動指導員の増員や部活動地域移行コーディネーターに係る報酬等の経費、体制整備に係る費用を計上する。(資料③)

子ども若者育成支援業務

令和3年4月にひきこもりやニートなどの社会生活を営む上での困難を抱えた若者を対象とした相談窓口「若者サポートセンター」の設置を行い、令和4年10月に「若者サポートセンター」の機能に、子ども世代を加えた相談体制として「子ども・若者相談総合センター（わかサポ）」を設置した。令和5年度当初予算においては「子ども・若者相談センター（わかサポ）」の運営を継続するための費用を計上する。(資料④)

少人数学級実施業務

1 令和4年度実施 岡崎市任期付教員採用選考試験

- ・受験者数と合格者数、受験者の内訳（前期日程、後期日程をあわせて）

受験者数…21名 合格者（採用候補者数）…10名（試験倍率2.1倍）

<受験者の内訳>

大学生	講師		主婦	計
	小学校勤務	その他		
13	6	1	1	21

<受験者の居住地>

岡崎市	名古屋市	安城市	豊川市	知立市	豊明市	高浜市	一宮市	大府市	計
8	4	2	2	1	1	1	1	1	21

2 リクルーティング（令和4年度実績）

(1) 大学訪問

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 令和4年4月～10月 ・訪問大学 … 7校（県内大学 … 6校、県外大学 … 1校） ・訪問回数（のべ） … 14回 |
|--|

(2) その他の広報活動

<広告物の作成>

- ・受験案内
- ・広報ポスター
- ・広報ビデオ



↑ 広報ビデオ(QRコードから視聴できます)



↑ 広報ポスター

<広報誌・メディア関係>

- ・岡崎市ホームページに専用のページを開設（令和4年3月～）
- ・東海愛知新聞で報道（令和4年4月15日）
- ・市政だより「おかざき」掲載
（R4_5月号 特集「岡崎市32人学級プロジェクト」）
- ・NHK ニュースで報道（令和4年5月25日「おはよう日本」）
- ・岡崎市広報番組で報道（令和4年7月「おかざきのマメ情報」）
- ・岡崎市 LINE で広報（令和4年9月1日～）

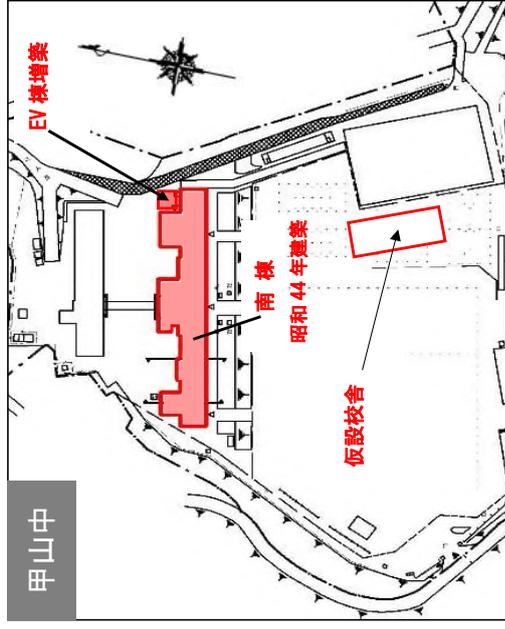
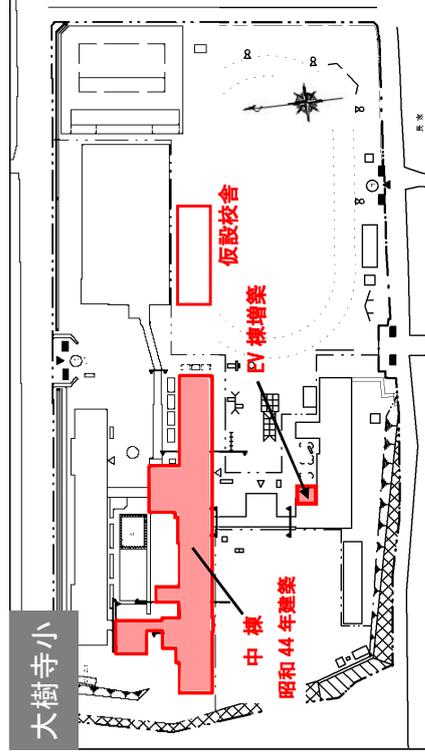
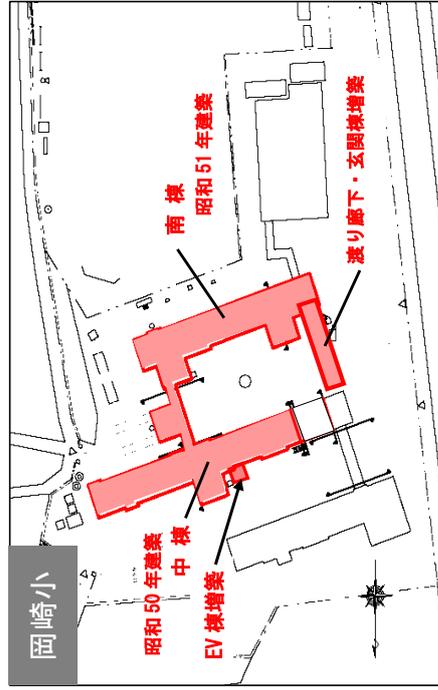
市政だより「OKAZAKI」↑
令和4年5月号
(QRコードから閲覧できます。)

1 大規模改修工事の概要

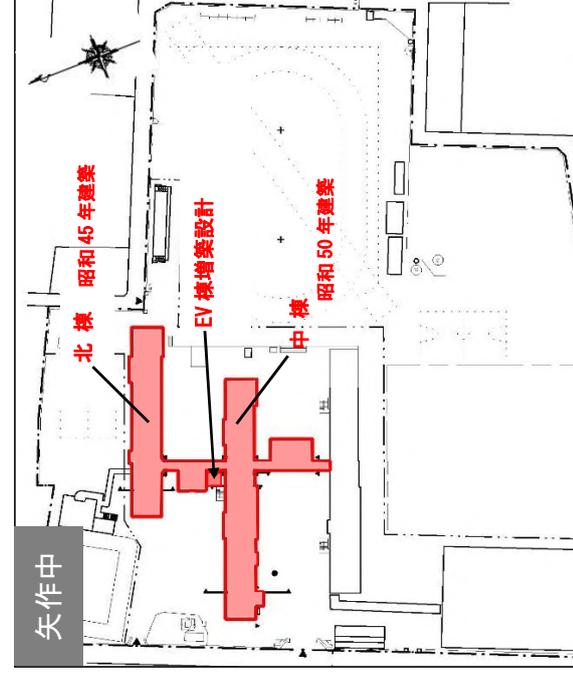
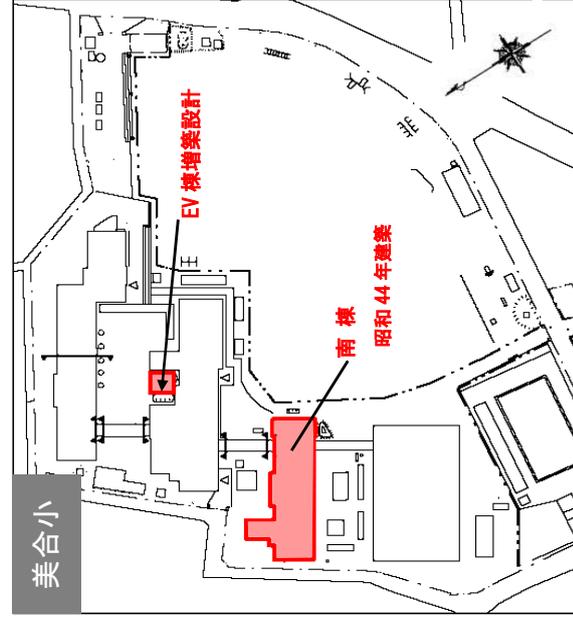
- ・施設の老朽化対策（外壁・屋根の改修、内装の改修、受変電・給排水設備の更新）
- ・社会的要求への対応（内装木質化、バリアフリー化、照明 LED 化）
- ・近年の教育環境を踏まえた普通教室整備（ホワイトボードへの改修、ロッカーの大型化、電子黒板に対応した設備）

2 事業校

【工事】



【実施設計】



3 令和5年度の主な事業費

実施設計委託料	54,538 千円
工事請負費	1,017,384 千円
仮設校舎賃借料	126,309 千円
消耗品・備品購入費	9,734 千円
物品運搬費	11,614 千円

4 スケジュール

事業校	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
岡崎小学校南棟		大規模改修工事		
岡崎小学校中棟		大規模改修工事	大規模改修工事	
大樹寺小学校中棟	実施設計	大規模改修工事	大規模改修工事	
甲山中学校南棟	実施設計	大規模改修工事	大規模改修工事	
美合小学校南棟		実施設計	大規模改修工事	大規模改修工事
矢作中学校中棟・北棟		実施設計	大規模改修工事	大規模改修工事

(資料③)

体育行事活動等推進業務

小中学校児童生徒のスポーツ精神育成・技能向上のため、部活動振興を図り、技能的指導及び各種スポーツ大会を充実させる。特に、部活動地域移行の円滑な推進を図る。

拡充

部活動指導員の増員

新規

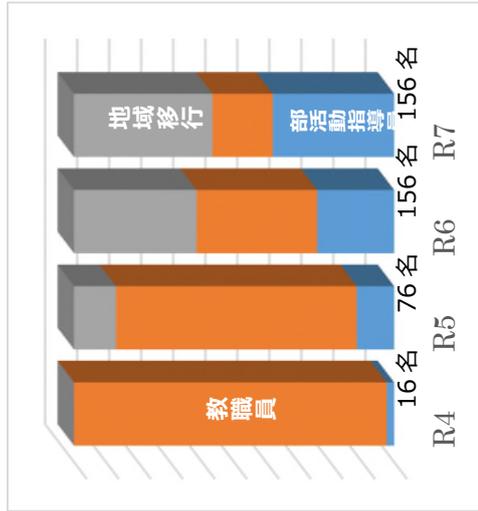
地域移行活動体制整備事業委託料

《休日の部活動に関わる指導者》

顧問（教職員）	536人
部活動指導員	16人
外部指導者	25人
合計	577人

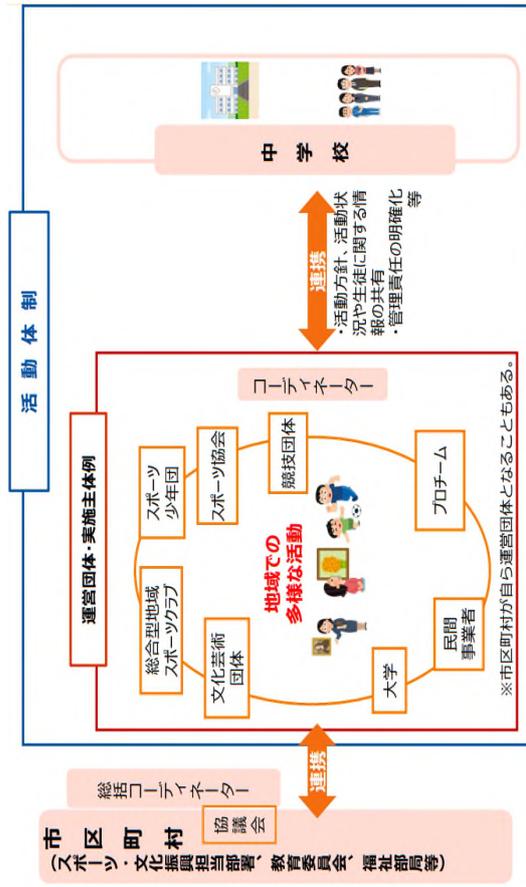
全中学生の約80%が休日の部活動に参加している。それに対して577名の教職員が支えている。

《部活動指導員の増員計画》



部活動指導員を60名増員 ⇒ 16名から76名に拡充

- ・部活動指導員は単独で指導することができるため、教員による部活動指導の負担を軽減することができる。
- ・多くの生徒に専門的な指導を行うことが可能となる。
- ・顧問とともに、練習試合や大会の引率・指導が可能である。



持続可能な運営に向けた体制整備や質の確保 ⇒ 1,905千円

- ・部活動地域移行コーディネーターを委嘱し、地域移行の実現への方策について検討や支援を行う。
- ・市内大会の外部審判員や会場使用料等、地域移行における活動の体制を整備する。

子ども・若者総合相談センター（わかサポ）について

1 子ども・若者総合相談センターとは

子ども・若者育成支援推進法第13条により、地方公共団体が、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言を行うための拠点となるセンター。

ニート・ひきこもり・不登校など、社会生活を営む上での困難を抱えた子ども・若者にとって、途切れのない支援を行うための入口となる総合的な相談窓口となる。

2 本市での経緯

令和3年4月に若者相談窓口（若者サポートセンター）を設置するも…

- ・想定以上の相談件数による相談員の不足。（1ヶ月程の待機期間）
- ・令和3年4月に内閣府が発表した子供・若者育成支援推進大綱で、居場所づくりやアウトリーチなど新たな支援が盛り込まれた。
- ・ヤングケアラーなど従来認識されていなかった困難の顕在化。

これらの状況を鑑み、令和4年10月から「子ども・若者総合相談センター」として、相談体制の拡充を図ることとした。

3 令和4年度（10～12月）の実績

【各種件数】

延べ相談件数	相談(実人数)	新規相談者	継続相談者※
876件	179人	71人	106人

※R4.12末時点

1人平均4.9回の相談

【延べ相談件数の内訳】

面談	電話	メール※	SNS※	関係機関との調整等
260件	442件	1件	82件	91件

※メールとSNSは受付のみ

【性別】

52.8%が電話相談

男性	女性	不明
40人	31人	0人

【相談者】

本人	家族	関係機関等
18人	51人	2人

【年代】

女性が43.7%に増加

親族が71.8%、本人が25.4%

未就学	小学生	中学生	10代後半	20代	30代	40代	50代
1人	5人	15人	14人	23人	13人	0人	0人

【相談内容】

新たに対象とした子ども世代が29.6%

就学/不登校	就労	ひきこもり	家庭環境	暴力DV	LGBT	依存症	ケアラー
33件	26件	24件	11件	1件	0件	0件	0件

1位

2位

3位

4 主な機能

(1) 総合相談

① 一般相談

- ・社会生活を営む上での困難を抱えている子ども・若者（39歳以下）に関する悩みについて本人や家族から相談を受け、解決策を提案する。

② 専門相談

- ・一般相談で継続的な相談が必要と認められた方に対し、相談員がカウンセリングを行い、支援計画を作成した上で、継続的に助言や指導を行う。

③ アウトリーチ

- ・一般相談でセンターへの来所が困難と認められた方に対し、自宅等へ相談員が訪問し相談に応じる。

(2) 初期支援（居場所づくり）

すぐに社会に出ることを難しいと感じている若者への初期支援として、関係機関への同行や、生活習慣や社会生活の基本を身に付けるためのセミナーを開催。

① ゆるトーク（仮）

- ・自信を喪失し自尊心が低下している利用者へ、様々な不安や趣味について話せる「心の居場所」を提供する。

② 運動部（仮）

- ・身体能力の低下や生活リズムの乱れを整えるとともに、ゲームでのコミュニケーションにより心と体の健康を補完する。

③ 学習ルーム

- ・「勉強についていけない」「一人では頑張れない」等のニーズに応じ、みんなで勉強に取り組む学習ルームを開催する。

④ スキルアップ講座

- ・「就労経験がない」「就労から長期間離れている」等のニーズに応じ、パソコンやビジネスマナー等を学ぶ講座を開催する。

県内の特認校制度の実施状況

(1) 豊田市 名称「小規模特認学校制度」

令和4年度実施校数 令和3年度は42人利用

15校（利用者数46名）R3より+4名 ※4月1日現在

西広瀬小学校	中金小学校	上鷹見小学校	滝脇小学校
豊松小学校	本城小学校	冷田小学校	追分小学校
佐切小学校	則定小学校	萩野小学校	明和小学校
新盛小学校	大蔵小学校	御蔵小学校	

(2) 西尾市 名称「しおかぜ通学」

令和4年度 1校（利用者数18名）R3より+3名 ※4月1日現在

佐久島しおさい学校

(3) 新城市 名称「小規模特認校制度」

令和4年度 2校（利用者数3名）R3より+1校±0名 ※4月1日現在

鳳来東小学校 鳳来寺小学校

(4) 豊橋市 名称「特認校指定校」

令和4年度 3校（利用者数4名）R3より-4名 ※8月1日現在

げじょう 下条小、すせ 嵩山小、加茂小

(5) 瀬戸市 名称「小規模特認校制度」

令和4年度 2校（利用者数13名）R3より-3名 ※12月1日現在

品野台小学校、掛川小学校

岡崎市小規模特認校制度実施要領

1 岡崎市小規模特認校制度の概要

小規模特認校制度は、岡崎市内の小学校に在籍する児童であれば、現住所のままで一定の条件のもと小規模特認校として指定された小学校（以下小規模特認校）に入学・転入・編入できる制度である。

小規模特認校の指定を希望する小学校は、小規模特認校に応募し、教育委員会は応募条件を踏まえて小規模特認校を指定する。

2 目的

市内の自然環境に恵まれた小規模特認校に通学することにより、地域の特色を生かした教育活動のもと、きめ細かな指導を通して、豊かな人間性や健やかな体、確かな学力を身につけさせることを目的とする。

3 小規模特認校の応募条件

小規模特認校に応募できる小学校は、以下の（1）～（3）の条件をいずれも満たす小学校、または教育委員会が小規模特認校として適切であると認めた小学校とする。

(1) 学校規模

複式学級が設置されている小学校とする。

(2) 教育環境

豊かな自然環境を生かした学習ができ、また、少人数ならではの特色ある教育活動を実践している小学校とする。

(3) 地域との連携

地域住民の協力のもとに学校づくりが進められ、地域との連携による活動を推進する小学校とする。

4 応募

応募する学校は、指定の期日までに、「岡崎市小規模特認校制度応募票（様式1）」を教育委員会に提出する。応募年度は単年度とする。

5 決定

教育委員会は、応募のあった小学校の中から、教育委員会議の審議・承認を経て小規模特認校を指定する。

6 児童・保護者の応募条件

小規模特認校への就学を希望する場合は、以下(1)～(6)の条件を満たすものとする。

(1) 各小規模特認校の教育活動に賛同する保護者や児童を対象とする。

(2) 入学・転入・編入後の在籍期間が、1年以上の通年通学とする。

(3) 入学・転入・編入の受け入れ時期は、原則年度当初とし、年度途中の入学・転入・編入は認めない。ただし、事由によっては、教育委員会において協議する。

(4) 送迎の安全確保については、保護者の責任において行うものとする。児童の負担を考

慮し、おおむね1時間以内で通学できる児童を対象とする。また、公共交通機関を利用した通学を認める。ただし、通学にかかる費用は保護者の負担とする。

- (5) 他の小規模特認校からの入学・転入は認めない。
- (6) 入学・転入・編入を許可した後において、「申請の事実と実態が異なる場合」または、「この制度の目的に合わない事由が生じた」と認められた場合は、入学・転入・編入を取り消すことがある。

7 小規模特認校制による入学・転入・編入の手続き及び決定

(1) 手続き

- ① 小規模特認校への入学・転入・編入を希望する保護者は、希望する学校の見学もしくは体験入学を行うことを原則とする。
- ② 小規模特認校の校長は、入学・転入・編入を希望する保護者に対して面接を行い、教育内容や入学・転入・編入に係る諸条件について説明する。なお、希望学年が複式学級に該当する保護者に対しては、教育課程について説明し、了解を得る。
- ③ 小規模特認校への転出を希望する児童が在籍する小学校、もしくは就学を予定している小学校の校長は、意見書を教育委員会に提出する。
- ④ 小規模特認校への入学・転入・編入を希望する保護者は、教育委員会に対して「岡崎市小規模特認校制度利用申請書（様式3）」を提出する。

(2) 転入学の決定

教育委員会は、保護者から「岡崎市小規模特認校制度利用申請書（様式3）」が提出された場合、小規模特認校への入学・転入・編入について審査する。その際、小規模特認校の校長の意見を参考にする。

(3) 通知

教育委員会は、審査の結果を当該保護者に通知する。

(4) 定員

小規模特認校制度による児童の受け入れについては、小規模特認校が定員を設ける。希望者が定員を超えた場合は抽選とする。

8 小規模特認校の解消について

3で示した条件を満たさなくなった学校については、小規模特認校の指定を取り消す。ただし、既に小規模特認校制度によって在籍している児童については、保護者の同意があれば、そのまま継続して卒業まで通学することができる。

9 進学

特認校が通学区域に定められている中学校への進学を認める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

岡崎市小規模特認校制度がはじまります

岡崎市教育委員会

1 岡崎市小規模特認校制度の概要と目的

小規模特認校制度は、岡崎市内の小学校に在籍する児童であれば、現住所のままで一定の条件のもと小規模特認校として指定された小学校に入学・転入・編入できる制度です。令和5年度よりスタートします。

市内の自然環境に恵まれた小規模特認校に通学することにより、地域の特色を生かした教育活動のもと、きめ細かな指導を通して、未来を拓き、豊かに生きる力を身につけさせることを目的としています。

2 対象となる学校と募集人数について

令和5年度の小規模特認校と募集人数は次のとおりです。(50順)



学校名	全校児童数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生		特別支援
下山小	17	3	2	3	3	3	3	要相談
夏山小	20	2	2	2	2	2	2	なし
秦梨小	52	3	3	3	3	3	3	要相談
宮崎小	16	3	2	2	2	3	2	なし

※夏山小・宮崎小については、特別支援学級が設置されていません。

3 児童・保護者の応募条件について

小規模特認校への就学を希望する場合は、以下(1)～(6)の条件を満たすものとします。

- (1) 各小規模特認校の教育活動に賛同する保護者や児童を対象とします。
- (2) 入学・転入・編入後の在籍期間が、1年以上の通年通学とします。
- (3) 入学・転入・編入の受け入れ時期は、原則年度当初とし、年度途中の入学・転入・編入は認めません。ただし、事由によっては、教育委員会において協議することがあります。
- (4) 送迎の安全確保については、保護者の責任において行います。児童の負担を考慮し、おおむね1時間以内で通学できる児童を対象とします。また、公共交通機関を利用した通学を認めます。ただし、通学にかかる費用は保護者の負担とします。
- (5) 他の小規模特認校からの入学・転入は認めません。
- (6) 入学・転入・編入を許可した後において、「申請の事実と実態が異なる場合」または、「この制度の目的に合わない事由が生じたと認められた場合」は、入学・転入・編入を取り消すことがあります。

4 申請の流れについて

- (1) 小規模特認校への入学・転入・編入を希望する場合は、希望する学校の見学もしくは体験入学を行うことを原則とします。事前に在籍校と小規模特認校へ連絡し、日程調整をしてください。
- (2) 日程が決まったら、体験入学や見学時に、小規模特認校の学校長と面談も行います。
- (3) 体験入学や学校見学後、小規模特認校への入学・転入・編入を希望する場合は、教育委員会に対して「岡崎市小規模特認校制度利用申請書(様式3)」を提出していただきます。
- (4) 教育委員会は、保護者から「岡崎市小規模特認校制度利用申請書(様式3)」が提出された場合、小規模特認校への入学・転入・編入について審査し、結果を通知します。
- (5) 募集期間は、令和4年9月1日(木)～令和4年12月20日(火)です。定員を超えた場合は抽選となります。結果の通知は令和4年12月20日(火)以降となります。

5 その他

- (1) 募集期間以降の体験・見学・申請はできません。
- (2) 児童の状況の把握のため、幼稚園、保育園等及び在籍学校と情報交換することがあります。

小規模特認校の紹介（令和5年度児童募集用）

所在地：石原町古城9番地 TEL：833-2260 全校児童数：16名
 特色 「素直」「親切」「笑顔」をキャッチフレーズにしています。豊かな自然環境を生かして、「お茶つみ会」「探鳥会」「魚つかみ」等の行事を地域の方々に協力いただきながら行っています。また、少人数での授業や運動会「一輪車パレード」など一人一人が輝ける教育活動を通して、豊かな心をもち、自分を高めていく宮崎っ子を目指しています。



みやざき 宮崎小学校 校長：佐橋 康仁



お茶つみ会



一輪車パレード



探鳥会

所在地：夏山町字細田7-1 TEL：82-3015 全校児童数：20名
 特色 校訓「まめで まじめで まっすぐに」のもと、一人一人が学ぶ楽しさを実感し、学び続ける確かな学力を育みます。「なかま班（縦割り）活動」は、本校の大きな特色の1つであり、思いやりの心や責任感を育てています。また、夏山の素材を生かした多くの体験活動では、地域の方と共に自然の営みを体感し、自然への感謝の気持ちを育てています。



なつやま 夏山小学校 校長：細井 太郎



田植え



なかま班リレー



餅つきの会

所在地：保久町市場16番地 TEL：84-2204 全校児童数：17名
 特色 樹齢300年余りの山桜をはじめ、希少価値あるお米「ミネアサヒ」を育てる自慢の田んぼなど、豊かな自然環境の中で純朴な子供たちが通う学校です。校訓「みんな仲よく力ーばい」のもと、「田植え交流」や「ササユリ活動」など学区の「ひと・こと・もの」を生かした教育活動を行うと共に、ICT機器を活用した主体的な学びと個性伸長を目指します。



しもやま 下山小学校 校長：鈴木 紀予子



田植え交流



ササユリ調査



満開の山桜の前で

所在地：秦梨町字世土2 TEL：47-2548 全校児童数：52名
 特色 「一人も見捨てない」「いっしょにやろう」を合言葉に、『学び合い』の授業を通して、自ら考え、判断し、行動できる子供を育てています。教師が子供を見捨てないのは当り前で、子供が仲間を見捨てないところを目指しているのが秦梨教育の特色です。学区の豊かな自然や学校林を生かした体験活動ができることも大きな魅力です。



はだなし 秦梨小学校 校長：中村 公治



稲刈り



ザリガニ釣り



『学び合い』授業

資料 3 - 4

最終状況

令和 4 年 1 2 月 2 6 日現在

	特認校名	新学年	体験履歴等	結果
1	秦梨小	新 1 年	見学	申請せず
2	秦梨小	新 1 年	見学	申請せず
3	秦梨小	新 1 年	見学	申請せず
4	秦梨小	新 1 年	問い合わせ	申請せず
5	秦梨小	新 1 年	見学 2 回	申請・認定
6	秦梨小	新 2 年	見学	申請せず
7	秦梨小	新 2 年	見学	申請せず
8	秦梨小	新 3 年	見学・1 日体験・複数日体験	申請・認定
9	秦梨小	新 3 年	見学 2 回	申請せず
10	秦梨小	新 3 年	見学・1 日体験・複数日体験	申請・認定
11	秦梨小	新 4 年	見学・1 日体験・複数日体験	申請せず
12	秦梨小	新 4 年	見学申し込み後キャンセル	申請せず
13	秦梨小	新 5 年	見学・1 日体験・複数日体験	申請・認定
14	下山小	新 1 年	見学・本人見学キャンセル	申請せず
15	下山小	新 2 年	見学・複数日体験	申請・認定
16	下山小	新 4 年	見学・複数日体験	申請・認定
17	夏山小	新 2 年	見学・1 日体験・複数日体験	申請せず
18	夏山小	新 3 年	見学・複数日体験	申請・認定
19	夏山小	新 6 年	見学	申請せず
20	宮崎小	新 2 年	見学・1 日体験	申請せず

上記のうち、3と14、17と20は同じ児童